

## 松が丘手打ちそばの会 会則

### 第1章 総則（名称及び事務局）

#### 第1条 名称

本会は『松が丘手打ちそばの会』と称し、事務局を会長宅に置く。

但し、会長が市外の居住者の場合は、会長が指定した市内の場所とする。

#### 第2条 目的

本会は「手打ちそば」の習得、研鑽を通じ会員相互の親睦はもとより、地域文化の向上発展に寄与することを目的とする。

#### 第3条 活動

①本会は目的を達成するため講師及び指導者を招き、「手打ちそば」の指導を受ける。

②活動は1ヶ月に一度行うことを基本とする。

### 第2章 会員

#### 第4条 会員の定員と準会員

本会の会員は前項の目的及び活動に賛同するを以て会員とし、14名を以て定員とする（入会、退会は書面にて行う）。

ただし、15名以上の申し込み者は準会員とし会員の退会及び欠席時に活動が出来るものとする（入会、退会は書面にて行い、準会員も同様とする）。

#### 第5条 会費

①会の会費は1ヶ月300円（入会金なし）。

②会費は4月に4月～9月の6ヶ月分（1800円）、10月に10月～3月の6ヶ月分（1800円）を会計に一括納入する。途中退会の場合は、退会月の翌月以降分を精算返却する。

③材料費などは参加月ごとに別途納入する。

④会費免除 下記の項目に該当する場合は、その該当期間の会費を免除する。

- ・ 施設利用停止期間
- ・ 自己都合（病気療養等）により3ヵ月以上連続で休会する場合（休会届が必要）

⑤蕎麦打ち事業に支障が出ると思われた場合は、会員の賛同を得て臨時に会費を徴収することができる。

### 第3章 役員

第6条 本会は次の役員をおく。

- 1) 会長1名、2) 副会長1名、3) 会計1名、4) 会計監査1名

第7条 役員を選任

本会の役員は、原則入会順とし、会員の互選によるものとする。

第8条 役員の仕事

- ①会長は本会を代表し、会を統括する。
- ②副会長は会長を補佐し、会長不在時にはその仕事を代行する。
- ③会計は会計事務を行う。
- ④会計監査は会計の監査を行う。

第9条 役員の任期

本会の役員任期は1年とし、再任を妨げない。

### 第4章 総会

第10条 総会は年1回会長が招集し開催する。また、会長は必要があると認めるときに臨時総会を招集することができる。

第11条 議決事項

- ①役員を選任
- ②事業報告及び事業計画を承認すること
- ③予算及び決算を承認すること
- ④会則を改廃すること
- ⑤その他必要事項

第12条 定足数

総会は会員の2分の1以上の出席者を以て成立し、議事は過半数の賛成で決定する。委任状は出席とみなす。

### 第5章 会計年度

第13条 本会の会計年度は毎年4月1日～翌年3月31日までとし、会計監査を受けた後、新しい年度の4月末までに会員に報告するものとする。

付則：本会則は平成26年3月10日から施行する。

会則の変更日	平成27年5月23日	一部改正
	平成28年4月23日	一部改正
	平成29年4月22日	一部改正
	令和3年10月23日	一部改正（運用は令和3年4月に遡及）
	令和6年3月23日	一部改正